

八尾市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 略 （障害児通所支援事業を行う者の指定等に係る法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者） 第2条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>医療型児童発達支援</u>（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 第3条・第4条 略	第1条 略 （障害児通所支援事業を行う者の指定等に係る法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者） 第2条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>児童発達支援</u>（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 第3条・第4条 略